

# 国民健康保険からのお知らせ

住民課 内線325～327

## ○平成21年度国民健康保険料について

平成21年度の国民健康保険料賦課額通知書を、6月15日に送付しました。保険料の料率は次のとおりです。納期限までに納付くださるようお願いいたします。

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
<b>均等割</b> （加入者1人についての年額）	24,800円	9,550円	8,500円
<b>平等割</b> （世帯についての年額）	22,100円	8,400円	5,400円
<b>資産割</b> （加入者名義の土地、家屋に対する都市計画税を除く固定資産税に対する料率）	32.49%	12.25%	8.76%
<b>所得割</b> （前年の総所得金額から、基礎控除額（33万円）を控除した額に対する料率）	4.90%	1.84%	1.19%

【医療給付費分】国保加入者全員に賦課されます。

【後期高齢者支援金分】国保加入者全員に賦課されます。

「長寿（後期高齢者）医療制度」にかかる費用について若年層が負担するものです。

【介護納付金分】国保加入者のうち、40歳～64歳の方に賦課されます。

## ○限度額適用認定証などの切り替えについて

現在発行されている高額療養費の限度額適用認定証、食事療養費減額認定証及び※特定疾病受給者証の有効期限は、7月31日（金）です。

70歳未満で、継続入院されている方は、再度申請が必要です。保険証と印鑑をお持ちになり住民課までお越しください。（来庁できない場合はご連絡く

ださい。）

※特定疾病受給者証（桃色）をお持ちの方には、所得判定後に新しい受給者証を郵送します。

## ○「国民健康保険高齢受給者証」(紫色)をお持ちの方

[70歳から74歳の方が対象・毎年更新]

現在の受給者証の有効期限は7月31日（金）までです。新しい「国民健康保険高齢受給者証」は、普通郵便で平成21年7月末までに送付しますので、ご確認ください。

### ・「基準収入額適用申請書」について

医療機関などでの負担割合を、3割から1割に変更することができる申請書です。負担割合の変更には、収入額の確認が必要となります。該当される方には、お知らせを送付します。

# ～ご存知ですか？国民年金保険料免除・納付猶予制度～

住民課 内線326

国民年金保険料のお支払いが困難な方には、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

この制度は、7月から翌年6月までを周期として前年度所得によって審査され、一定の所得などの基準に該当している方は、申請書を提出し承認された場合、保険料（全額・一部）が免除されます。

また、30歳未満の方で所得が少なく保険料の納付が困難な方は、世帯主の所得にとらわれない若年者納付猶予制度があります。（学生は除く）申請はお早目に住民課でお願いします。また、原則として毎

年度申請が必要ですが、全額免除・納付猶予は、申請時に「継続申請」を希望し、承認された場合、翌年度から本人の申請手続きが不要になります。

### 【持ち物】

- ①年金手帳または基礎年金番号通知書（納付書など年金番号がわかるもの）
- ②印鑑（本人が署名する場合は不要）
- ③失業などを理由とする申請の場合は、「雇用保険受給資格者証の写し」、「雇用保険被保険者離職票の写し」など